

昭和二十二年法律第二百二十九号

昭和二十二年法律第二百二十九号（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律）

第一条 この法律において、物品とは、国の所有に属する動産であつて、国有財産法の適用を受けないものをいう。

第二条 物品を国以外のもの（宗教上の組織若しくは団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。）に無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 国の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 国の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四 国の職員を以て組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

五 国で経営する保険事業において療養の給付として行ふ被保険者の療養の委託を受けた者に対し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき

五の二 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき

六 地方公共団体又は開拓事業を行う者に対し、開拓のため必要なトラクター（ブルドーザーを含む）、プロロー、ハロー、抜根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき

六の二 植物防疫法第二十七条の規定によりする場合を除き、地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し植物の防疫を行うため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

七 家畜の改良、増殖又は有畜営農の普及を図るため家畜を貸し付けるとき

八 貸付期間中においても国が必要とする場合には国の事業に使用し得ることを条件として、家畜を貸し付けるとき

第三条 物品を国以外のものに譲与又は時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 国の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布するとき

二 公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従ひ譲渡するとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき

四 予算に定める交際費又は報償費を以て購入した物品を贈与するとき

五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゆつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲渡するとき

六 農林水産物の改良又は増殖を図るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき

七 家畜の改良若しくは増殖を図るため家畜の無償貸付を受け、若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者が、主務大臣の定める条件に従ひ飼育管理したとき、その者に対し当該家畜を譲渡するとき

八 家畜の無償貸付若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者に対し、その果実を譲渡するとき

第四条 物品を国以外のものに時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、前条及び他の法律に定める場合のほか、次に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を譲渡するとき

二 感染症予防のため必要な医薬品を譲渡するとき

三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野の所在する地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

第五条 この法律の施行に關し必要な事項は、各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）がこれを定める。

前項の場合には、各省各庁の長は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附 則 （昭和二十五年五月四日法律第一五一号）抄

一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十六年六月二九日法律第二四三号）抄

（施行期日）

一 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならない。

附 則 （昭和二十八年九月二日法律第二六〇号）抄

一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年五月二三日法律第九四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月二日法律第一一四号）抄

て、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

第六条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第七条 地方自治法施行の際都道府県においてその事務又は事業の用に供していた物品は、第三条の規定にかかわらず、これを当該都道府県に譲与することができる。

前項に規定する物品のうち、当該都道府県に譲与しない物品は、第二条の規定にかかわらず、当分の間、これを当該都道府県に無償で貸し付けるものとする。

第一項の規定により物品を都道府県に譲与する場合には、当該物品を所掌する各省各庁の長は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附 則 （昭和二十五年五月四日法律第一五一号）抄

一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十六年六月二九日法律第二四三号）抄

（施行期日）

一 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならない。

附 則 （昭和二十八年九月二日法律第二六〇号）抄

一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年五月二三日法律第九四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月二日法律第一一四号）抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。